

令和8年7月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和8年7月27日(月) 午後2時00分～午後3時00分

2.開催場所 三芳町役場 301会議室

3.出席委員 12人

会長	古寺 貞雄
会長職務代理	高山 誠二
委員	鈴木 昌夫
	早川 光男
	稲吉 実
	忽滑谷 進治
	高野 賢治
	井田 和宏
	矢島 伸浩
	阿部 博之
	田中 義行
	森田 豊

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第1号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件
議案第2号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件
議案第3号、1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
報告第1号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)
報告第2号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)
報告第3号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)
報告第4号、1、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)
報告第5号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	三浦 康晴	事務局次長	江田 直也
主 事	石原 柊	主 事	清水 大輝

6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。
 本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に鈴木昌夫委員、早川光男委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第1号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり
 議案第2号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
 議案第3号、1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、別紙のとおり
 報告第1号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
 報告第2号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
 報告第3号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
 報告第4号、1、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)、別紙の通り
 報告第5号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり

令和8年7月27日提出
三芳町農業委員会
会長 古寺 貞雄
以上でございます。

会長 議案第1号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。
 議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。
 番号1につきまして、
 所在は〇〇〇〇の1筆となっております。
 所在につきましては、2ページから3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
 登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となっております。
 面積は1,381㎡となっており、権利は所有権の移転となっております。
 譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積は18,775㎡
 譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積は18,775㎡

となっております。

続いて許可要件について説明いたします。

まず、農地の取得後、耕作に供すべき農地すべてを効率的に利用しなければならない、という全部効率利用要件について、現在所有している農地の状況は問題なく、機械はトラクター2台、耕耘機4台、トラック2台などを所有しており、労働力は2名、主たる経営作物は、さといも、にんじん、じゃがいもとなっており、農業を営む環境にあると判断しております。

また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと申請者含め2名が満たしております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 現地を確認し、作物を作っていることを確認しました。
また、譲渡人と譲受人は夫婦であり、共に農業を行っていることを確認しました。

会長 議案第1号番号1について何か意見ございませんか。

3番委員 今回、夫婦間で譲渡する理由を教えてください。

事務局 夫婦で農業を営むにあたり、〇〇〇〇さんにも農業経営により参画してほしいため、権利を移すとのことです。

会長 議案第1号番号1について他に意見ございませんか。
それでは採決を行います。議案第1号番号1に対し原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
総員賛成と認めます。よって議案第1号番号1は許可とします。
議案第1号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 4ページをご覧ください。
番号2につきましては、
所在は〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。
所在につきましては、5ページから7ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となっております。
譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積は9,347㎡
譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、
経営面積は7,004㎡となっております。
続いて許可要件について説明いたします。
まず、農地の取得後、耕作に供すべき農地すべてを効率的に利用しなければならない、という全部効率利用要件について、現在所有している農地の状況は問題なく、機械はトラクター1台、耕耘機1台、防除機1台、トレンチャー1台、トラック1台、予

冷蔵庫1台などを所有しており、労働力は2名、主たる経営作物は、枝豆、大根、白菜、ほうれん草となっており、農業を営む環境にあると判断しております。
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと申請者含め2名が満たしております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 現地の畑を確認してまいりました。
里芋やヒマワリが作付けられており、農地として活用されていました。
問題ないと思われます。

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
何か意見ございませんか。
それでは採決を行います。議案第1号番号2に対し原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
総員賛成と認めます。よって議案第1号番号2は許可とします。
議案第2号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 8ページをご覧ください。
番号1につきましては、
議案第2号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。
農地転用につきましては原則転用する前に申請書を提出し、許可を得てから転用行為を行うこととなっておりますが、本案件につきましては、事前に農地転用申請をすることなく転用行為を行っておりました。
ご承知おきのことと存じますが、市街化調整区域、市街化区域を問わず、農地転用許可申請・届出なくして農地転用することは違反転用になりますので、日々の見回りなどで違反転用地であると思慮されるものがありましたら、農業委員会までご連絡ください。
なお、違反転用の農地に関して、近年、農林水産省農村振興局より「違反転用への適切な対応について」の通知が出されており、その中に違反転用農地の追認許可の適正化について記載があります。
本通知において追認許可の運用に当たってはおおむね以下のことに留意し、適切に判断するよう記載されています。
1、追認許可であっても農地転用の許可基準を満たすことが当然に必要であり、通常の農地転用許可の処理と同様に厳格に審査を行う必要があること。
2、違反転用に対しては原状回復に向け処分を行うことが原則であり、追認許可はあくまでもやむを得ない場合における例外的な処分であること。
3、農地転用許可基準を満たすことが見込まれる場合でも安易に追認許可で対応せず、是正の可能性について十分検討し判断すること。
4、やむを得ず追認許可を行う場合には違反転用の当事者に対し、再発防止を徹底するための指導を口頭や文書にて確実に行うこと。

5、再発防止を徹底させるため当事者より始末書又は顛末書の提出を求めること。
以上の内容を踏まえ、農地転用の許可権者である埼玉県と今回の案件について協議をし、個別具体的な事情を勘案し、追認許可やむを得ずと判断しうる内容であるため、申請を受け付けたものになります。

内容に戻ります。

番号1につきまして、

所在が〇〇〇〇の1筆となります。

所在につきましては、9ページから10ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目は畑、現況地目は宅地であり、面積は2,112㎡となっております。

権利が使用貸借権の設定となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由が、駐車場・進入路・トラックヤードとなっております。

詳しい土地の選定理由ですが、

申請人は、昭和42年に〇〇〇〇が創業して以来、倉庫業を営んでおり、現在は子の〇〇〇〇が代表取締役を務めております。

先代の〇〇〇〇が昭和52年に建築した倉庫用地の一部が農地転用の許可を受けずに、施工されていることが発覚しました。当該地は倉庫利用企業の従業員用駐車場、駐車場までの進入路、倉庫のトラックバス、ドライバーとの打ち合わせ用のプレハブ建築物用地として利用しているとのこと。発覚当初は是正、及び代替地の検討を行ったが、周辺に適した土地がなく、是正することにより事業継続が不可能になる等の理由から、是正が困難との結論に至り、やむなく申請に至ったとのこと。

詳しい土地利用計画図は、11ページから12ページをご覧ください。

続きまして、13ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準につきまして、農地区分は第1種農地となります。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、既存の施設の拡張に該当しますので、許可相当であると判断します。

具体的には、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限られておりますが、この条件は満たしていることを確認しております。

続いて、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用について、や申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

また、地域の効率的、総合的な農地利用へ支障がないかどうか、につきましてもア～ウの基準について、三芳町観光産業課農業振興担当と協議の上、地域計画、及び三芳農業振興地域整備計画への影響がないことを確認しております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員 現地の確認をしてきました。当該地は駐車場及びトラックの進入路、トラックバースとして使用されておりました。昭和52年からということで、40年から50年間ほど使用されていたと思います。

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
何かご意見等ございますか。
それでは採決を行います。議案第2号番号1に対し原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
総員賛成と認めます。よって議案第2号番号1は許可相当とします。
議案第3号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 14ページをご覧ください。
議案第3号は相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件となっております。
相続税の納税猶予につきまして、以前は20年経過すると免除という制度があり、その20年が経過するにあたり、税務署より三芳町農業委員会に対して利用状況の確認依頼があったため、審議案件といたしました。
番号1につきまして、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、
〇〇〇〇、〇〇〇〇の計4筆となっております。
所在につきましては15ページから16ページの案内図をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、面積は上から1,741㎡、1,330㎡、909㎡、80㎡の計4,060㎡となっております。
照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
納税猶予の免除年月日は令和9年6月26日となっております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 問題なく営農に供されていることを確認しました。

会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
何かご意見等ございますか。
それでは採決を行います。議案第3号番号1に対し原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
総員賛成と認めます。よって議案第3号番号1は決定とします。
議案第3号番号2について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 17ページをご覧ください。
 番号2につきまして、
 所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、
 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計8筆となっております。
 所在につきましては18ページの案内図をご覧ください。
 登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、
 面積は上から3, 213.08㎡、1, 255.38㎡、1, 782㎡、2, 773㎡、1, 425㎡、
 2, 317㎡、1, 552㎡、2, 898㎡の計17, 215.46㎡となっております。
 照会人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
 納税猶予の免除年月日は令和9年7月7日となっております。
 事務局からは以上です。
- 会長 地元委員より補足説明をお願いします。
- 3番委員 適切に管理されており、営農に供されていることを確認しました。
- 会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
 何かご意見等ございますか。
 それでは採決を行います。議案第3号番号2に対し原案のとおり賛成の方は挙手
 をお願いします。
 総員賛成と認めます。よって議案第3号番号2は決定とします。
 これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 19ページをご覧ください
 報告第1号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理
 の件となっております。
 番号1、番号2につきましては、被相続人が同一のため一括で説明します。
 番号1の所在は〇〇〇〇の1筆
 番号2の所在は〇〇〇〇の1筆となっております。
 所在につきましては、20ページから21ページの案内図をご覧ください。
 登記簿地目、現況地目ともに畑で、番号1の面積は1, 536.52㎡
 番号2の面積は266.37㎡となっております。
 被相続人は番号1、番号2ともに、〇〇〇〇、〇〇〇〇
 番号1の相続人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
 番号2の相続人は、〇〇〇〇、
 〇〇〇〇となっております。
 番号1、番号2ともに、権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、
 あっせんの希望は無しで受理済みです。
- 22ページをご覧ください。
 報告第2号は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となってお
 ります。

これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆で、面積は2,869㎡のうち60㎡となっております。

所在等につきましては、23ページから27ページまでの案内図、公図の写し、配置図、計画図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用倉庫として受理済みです。

28ページをご覧ください。

報告第3号は、農地法第5条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。

番号1につきまして、

所在は〇〇〇〇の1筆となっております。

所在等につきましては、29ページから31ページまでの案内図、公図の写し、配置図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑で、当該地は市街化区域です。

面積は104㎡となっており、権利は、所有権の移転です。

譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、住宅敷地の拡張として受理済みです。

32ページをご覧ください。

報告第4号は、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件です。法人が農地を所有、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないとなっております。

今回は、〇〇〇〇より報告を受けました。

現況の農地に関しては、事務局が現地を目視して適切に管理されていることを確認しており、業務執行役員又は重要な使用人の年間従事日数は、報告書の方で問題ないと確認しております。

所在は〇〇〇〇から〇〇〇〇までの合計13筆、合計面積38,950㎡となっております。

所在につきましては33ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともにすべて畑となっており、農振農用地となっております。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での使用貸借となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

権利の始期と終期は議案書に記載のとおりとなっております、届出受理済でございます。

34ページをご覧ください。

報告第5号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。

この案件は、令和8年4月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。

所在につきましては、35ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から1,288㎡、1,211㎡の計2,499㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和8年7月1日から令和14年6月30日までの6年間となります。

公告日は令和8年6月26日です。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。

議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 8 年 8 月 25 日

議長 古寺 貞雄

署名委員 鈴木 昌夫

署名委員 早川 光男